

転出

に関連するおもな手続 ※本人確認書類は必ずご持参ください。

窓口延長 マークのある窓口は、
毎週木曜日のみ夕方7時まで窓口を延長しています

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ ご自身で確認し、あてはまる場合は黄色い部分に✓してください。		手続内容	必要なもの	該当 ✓	済	問合せ窓口
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの方					本館1階⑦番 マイナンバーカード (0835) 25-2605
	国外へ転出される方 窓口延長	カードの継続利用または返納	マイナンバーカード			
	国内で転出される方 窓口延長	転出先でマイナンバーカードの継続利用(住所変更)	・マイナンバーカード			転出先の市区町村
	申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 窓口延長	転出先で再申請が必要です	転出先の市区町村にご相談ください			
印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になるため手続は不要です。				本館1階⑤番 印鑑登録 (0835) 25-2109	
保険 年金	国民健康保険に加入している方 窓口延長	・国民健康保険の脱退 ・国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせの返却	国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ(お持ちの方)			本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2317
	→修学のために転出する方	転出先で引き続き防府市の国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせを使う手続	在学証明書(後日でも可)			
	→住所地特例に該当する施設に転出する方		在園証明書(後日でも可)			
	→世帯に後期高齢者医療制度の加入者がいる方	・特定同一世帯所属者証明書の受取 ・旧被扶養者異動連絡票の受取 ※転出先へ提出してください				
	→各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2164
	75歳以上の方 窓口延長 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	資格確認書の返却	後期高齢者医療資格確認書			本館1階⑨番 医療費・後期高齢者 (0835) 25-2322
→山口県外へ転出する方	負担区分等証明書の受取(郵送の場合有) ※転出先へ提出してください					
→特定疾病療養受療証をお持ちの方	特定疾病療養受療証の返却	・特定疾病療養受療証				
国外へ転出する方(厚生年金加入中の方は不要) 窓口延長	国民年金保険料精算のご相談 国民年金の任意加入				本館1階⑧番 健康保険・国民年金 (0835) 25-2163	
高齢	65歳以上の方	保険証等の返却	・介護保険証 ・介護保険負担割合証(お持ちの方) ・負担限度額認定証(お持ちの方)			本館2階①番 高齢者福祉 (0835) 25-2128
	→住所地特例に該当する施設に転出する方	転出先でも防府市の介護保険証を使います 保険証は後日郵送しますので手続は不要				
	要介護認定を受けていた方	転出先で転入日から14日以内に申請をすると、要介護度を引き継ぐことができます				
	緊急通報装置を利用されていた方	装置の返却	固定型：緊急通報装置及び付属のペンダント 携帯型：緊急通報装置及び充電器			本館2階①番 高齢者福祉 (0835) 25-2973
障害	障害の手帳をお持ちの方 窓口延長 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	原則手続は不要です。	転出先の市町村で手続の際、障害者手帳を提示してください。			本館2階②番 障害者福祉 (0835) 25-2387
	福祉医療費受給者証(重度心身障害者用)をお持ちの方	受給者証の返却	福祉医療費受給者証			
子ども	防府市立小中学校に通うお子さんがいる方	転校手続、学校給食の手続 ※これまで通っていた学校で手続が必要です ※学校から、「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を受領し転出先へ提出してください				これまで通っていた学校
		防府市内の学校に通い続けたい場合は、区域外就学願の承諾が必要です。 窓口延長	区域外就学願書			本館8階 学校教育課 学務係 (0835) 25-2493
	0歳～高校生年代のお子さんがある方 窓口延長	児童手当資格消滅届 ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	※転出先での申請遅れに注意してください			
		乳幼児・子ども医療費助成の資格喪失	福祉医療費受給者証(カクフク)			本館1階①番 子育て支援・保育 (0835) 25-2348
	ひとり親家庭等に該当している方 窓口延長	児童扶養手当の転出届 ひとり親家庭等医療費助成の資格喪失	児童扶養手当証書(お持ちの方) 福祉医療費受給者証(カクフク)			
	妊娠中の方	防府市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続してください				西仁井令二丁目28-8 こども相談支援課 (こども家庭センター) (0835) 24-8811
保育所・認定こども園等を利用されている方	退園手続	退園届			利用中の保育施設	
税料金	上下水道の使用をやめる方	使用中止届	お電話で手続できます			仁井令町13-1 上下水道局 お客様センター (0835) 23-2511
	下水道事業受益者負担金の納付期間中の方	下水道事業受益者、納付代理人住所(居所)変更の申告手続	問合せ窓口にご連絡ください			
	原付バイク(125cc以下)・小型特殊を所有している方 窓口延長	廃車申告(軽自動車税)	※受付窓口でご相談ください			本館3階③番 税証明 (0835) -25-2169

軽自動車	※軽自動車検査協会 山口事務所でご相談ください		軽自動車検査協会 山口事務所 050-3816-3085
250cc以下のオートバイ・自動二輪(250cc超)を所有している方	※中国運輸局 山口運輸支局でご相談ください		中国運輸局 山口運輸支局 083-922-5335
防府市に土地や家屋をお持ちの方	納税管理人のご相談		本館3階⑤番 固定資産税 (0835)-25-2195
海外に転出される方	納税管理人のご相談		本館3階④番 個人の市・県民税(住民税) (0835)-25-2170
市税等の納付・納付相談される方	市税等の納付・納付相談	窓口延長	本館3階②番 市税等の納付・納付相談 (0835) 25-2183
その他			
市営住宅を退去する方	市営住宅の退去手続	※お客様の状況により手続場所が異なります	本館2階③番 市営住宅 (建築課 住宅管理室 住宅係) (0835) 25-2178
国外へ転出される方	在外選挙人登録(希望する場合)	パスポート	本館5階 選挙管理委員会事務局 (0835) 25-2174
犬を飼っている方	防府市での登録事項の変更手続は不要です。 ※転出先の市区町村へお問い合わせのうえ、変更手続を行ってください。		本館3階⑥番 環境・衛生 (0835) 25-2172
自治会・町内会に加入している方	自治会・町内会の退会手続 加入されている自治会・町内会長へご連絡をお願いします。 ※自治会・町内会長の連絡先が分からない場合は地域振興課へご相談ください。		本館5階⑨番 地域振興課 (0835) 25-2120

Q こんなときはどうしたらいいの？ 転出届をしたけれど・・・

新しい住所に住み始めてから、14日以上経過してしまった。	→ 転出証明書は有効ですので、早急にお届けください。
転出届をした住所とは、違うところに住むことになった。	→ 転出証明書は、そのままでも有効です。 実際に住み始めた市区町村にお届けください。
転出届をしたあとに、引越しがとりやめになった。	→ 取消の手続が必要です。 市民課(1階⑥番窓口)で早急に取消の手続をしてください。



防府市役所
〒747-8501
防府市寿町7番1号

開庁時間 あさ **8時30分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

※毎週木曜日は夕方7時まで窓口業務の一部を延長しています。
対応窓口は内側の表でご確認ください。

*** 防府市ホームページ <http://www.city.hofu.yamaguchi.jp/> ***

防府市外へお引越しされる方へ

転出届

- 転出することが決まってから実際に転出するまでの間に、あらかじめ届出が必要です
(転出するまでに届出ができなかった場合は転出後14日以内)

《届出に必要なもの》

- ・「本人確認書類」
- ・ 国外に転出される方でお持ちの方は「マイナンバーカード」


問合せ窓口 市民課 市民係 0835-25-2109
本館1階⑥番「住所変更」窓口
※手続の際は発券機で番号札をお取りください

転出手続後は、新しい住所に住み始めてから **14日以内**に、
「転出証明書(またはマイナンバーカード、住基カード)」を持
参して新しい住所地の市区町村役場で転入届をしてください

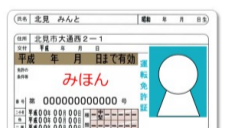
忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・ パスポート
- ・ 障害者手帳
- ・ 官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証
- ・ 年金手帳※
- ・ 顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理の方が手続するときは原則委任状と代理人の本人確認書類が必要です。
本人が自署した委任状をご用意ください。HPからダウンロード可能です。
不備があった場合は手続できませんのでご注意ください。



関連する手続は内側にあります
必要な書類がそろわない手続は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

手続チェックシート 転出